

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人なでしこ保育研究所

三 代表者の氏名

門倉 文子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市柿沼九百四十番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）現在保育所に課せられた子育て支援は複雑でかつ多様化してきている為、そこに関わる保育者の高い力量が求められている。この法人は、乳幼児保育に携わる人々の保育の質の向上を図るための研究を行う。保育に関わる情報を収集検討し研究結果を発信する。乳幼児保育者の保育力及び親力を高め地域の子育て向上に寄与することを目的とする。

（変更後）現在保育所に課せられた子育て支援は複雑でかつ多様化してきている為、そこに関わる保育者の高い力量が求められている。この法人は、乳幼児保育に携わる人々の保育の質の向上を図るための研究を行う。保育に関わる情報を収集検討し研究結果を発信する。乳幼児保育者の保育力及び親力を高め地域の子育て向上に寄与すること、保育事業についての研究と実践及び食育の推進に関する活動を行うことを目的とする。